

船橋市介護事業所生産性向上支援事業委託 プロポーザル実施要領

船橋市介護事業所生産性向上支援事業委託の内容ならびに同委託に係る公募型プロポーザルの各種手続き、要件及び審査等の内容については、次のとおりとする。

1. 業務の目的

市内介護事業所においては、主に中小規模の事業所における介護職員の採用の難しさや、人件費・物価の高騰などにより、現行の介護報酬制度の下では厳しい経営状態にあるところが多い。

いっぽう、高齢者数の増加にあわせて介護サービス利用量も増加の一途であり、介護の現場では自らの経営状況を改善する検討の暇が持てない状況にある。

こうした状況を踏まえ、介護事業所ごとに異なる事業規模、訪問・通所等の事業類型、地域の特色などの実情に応じた適切な改善提案を提供するべく、コンサルタント事業を実施する事業者と契約し、介護事業所への巡回派遣等を実施することで市内事業所の生産性向上を支援する。

2. 業務概要

- (1) 業務名 船橋市介護事業所生産性向上支援事業委託
- (2) 業務場所 船橋市役所介護保険課、各介護事業所のほか市の指定する場所
- (3) 業務内容 別添「船橋市介護事業所生産性向上支援事業委託 仕様書」による。
- (4) 契約期間 契約締結日より令和9年3月31日まで

3. プロポーザル方式により受託候補者を特定する理由及びプロポーザル方式の方法

価格のみによる競争では「1. 業務の目的」を達成することが困難であることから、業務に必要な分析力と企画力を有し、優れた提案を行う事業者を受託候補者として特定することができるプロポーザル方式を採用する。

また、多くの事業者からの提案を受け、より良い事業者を特定するため、プロポーザル方式の方法は公募型とする。

4. プロポーザルスケジュール

本プロポーザルの実施スケジュール（案）は、下表のとおり。

各実施日については、いずれも令和8年。事務の都合により変更することがある。

公募開始（参加申込書、質問受付開始）	5月7日（木）
質問書の提出締切	5月15日（金）
質問書に対する回答	5月20日（水）
参加申込書提出期限	5月25日（月）必着
参加資格結果通知、企画提案書受付開始	5月29日（金）
企画提案書提出期限	6月10日（水）必着
提案者プレゼンテーション	6月18日（木）
審査結果通知	6月25日（木）

5. 参加資格・参加申し込み方法等

(1) 参加資格 次に掲げる事項とする。

①本市の業務委託の競争入札参加資格を有していること。ただし資格を有していない場合には、次の資料の提出により市が審査を実施する。

- ・登記事項証明書（写し可）
- ・印鑑証明書（写し可）
- ・直近1年分の財務諸表
- ・以下の納税証明書（写し可）

国税：法人税並びに消費税及び地方消費税の納税証明書

県税（千葉県内に事業所を有する場合）：県税の完納証明書

市税（市内に事業所を有する場合）：法人市民税納税証明書（直近1年分）

または 市税納付確認書

②地方自治法施行令第167条の4第1項各号に該当する者ではないこと。

③参加申込書の提出期限から受託候補者の特定までの間に、船橋市建設工事請負業者等指名停止措置要領による指名停止、船橋市建設工事等暴力団対策措置要綱による指名除外及び船橋市入札参加有資格者実態調査実施要領に基づく入札参加停止措置を受けていないこと。

④過去3年の間、継続的に介護事業所の経営改善提案等のコンサルティング業務実績があること。

※上記③以外においては、参加申込書提出の時点。

(2) 参加申込

①提出書類

- ・参加申込書（様式1）
- ・5（1）④の説明資料 ※官公庁と関わりのある実績は積極的に提示してください
- ・企業の概要が確認できる書類（パンフレット等）

②提出場所

船橋市役所3階 「高齢者福祉部介護保険課 総務係」

③提出方法（持参又は郵送）

a. 持参の場合

- ・事前に電話のうえ、開庁日の午前9時から午後5時までの間に持参

b. 郵送する場合

- ・事前に電話のうえ、期間内必着で、簡易書留等の送付記録の残る方法

④提出期間

令和8年5月7日（木）から令和8年5月25日（月）まで

(3) 参加申込の承認について

参加申込の結果については、令和8年5月29日（金）に通知する。

6. 提案限度額

2,024,000円（消費税及び地方消費税を含む）

※この金額は、契約時の予定額を示すものではなく、事業の規模を示すためのものである。

7. 評価方法及び評価基準

本プロポーザルについては、「船橋市介護事業所生産性向上支援事業委託 事業者評価委員会」が、別に定める「評価基準」に基づき評価を行い、当該業務に最も適した提案を行ったと認められる事業者を「受託候補者」に選定する。

8. 質問及び回答

(1) 提出方法

質問書（様式2）により、介護保険課宛て電子メールでのみ受け付ける。

- ・介護保険課電子メールアドレス(kaigohoken@city.funabashi.lg.jp)
- ・件名を「船橋市介護事業所生産性向上支援事業委託に関するプロポーザル 質問書」とすること。
- ・評価等に影響を及ぼすおそれがある質問については受け付けない（プロポーザル参加事業者数、事業者名、評価委員に関する問い合わせ等）。
- ・送付した際は、事務局に電話し、受信確認を行うこと。

(2) 質問期間

令和8年5月7日（木）から令和8年5月15日（金）午後5時まで

(3) 回答日及び方法

令和8年5月20日（水）

- ・質問および回答内容は、市ホームページにて公表する。
- ・回答に対する再質問は受け付けない。

9. 提案方法

5（3）の承認を得られた者は、以下により提案書等を作成し提出すること。

(1) 提出書類

- ・提案書（様式3、4） 10部 各部左隅ホチキス止め1か所
- ・見積書（任意様式） 1部

見積額は、「6. 提案限度額」を留意し、消費税及び地方消費税は10%として積算すること。提案限度額を超えた見積額は失格とする。

(2) 提出場所、提出方法

「5（2）参加申込」に同じ

(3) 提出期間

令和8年5月29日（金）から令和8年6月10日（水）まで

(4) 提出にあたっての留意事項

- ・一度提出された書類の差し替え、再提出等は認めない。
- ・提出された書類は返却しない。
- ・各様式における指示を守り提案内容が明瞭となるよう作成すること。

10. 審査

(1) プレゼンテーション

- ①実施予定日 令和8年6月18日（木）
- ②場所 船橋市役所内 ※具体的な時間及び場所は別途通知
- ③出席者 3名以内
- ④説明者 本業務の担当予定者が行うこと。
- ⑤実施時間 1者45分以内。プレゼンテーションは30分以内で行い、残りの時間により質疑応答を行う。
- ⑥説明資料等 提出した提案書に記述された文章、図、イラスト等の範囲内で行うこととし、追加資料の配布や使用は一切認めない
- ⑦貸出物品 机・椅子・スクリーン・プロジェクター・電源
それ以外の物品については、参加事業者の負担において用意すること。

(2) 審査結果の通知

審査結果は、参加者全員に書面にて通知する。

11. 審査結果の公表及び方法

審査結果は、市ホームページにて公表する。公表する項目は、評価項目・点数配分・参加業者名・採点結果とする。ただし、受託候補者以外の参加業者と採点結果は対応させない。

また、参加業者が2者の場合には、採点結果のみ公表し、参加業者名は公表しない。

12. 失格要件

次に掲げるいずれかに該当した場合には、失格とする。

- ①参加申込書又は提案書類について、提出期限を過ぎて提出された場合
- ②提出書類に虚偽の記載があった場合
- ③提案限度額を超えた見積を提出した場合
- ④面接審査開始時間までに会場に来なかった場合
- ⑤審査の公平性を害する行為があったと市が認める場合
- ⑥その他評価委員会又は市が不適格と認めた場合

1 3. プロポーザルの辞退

参加申込書の提出後、本プロポーザルを辞退する時は、辞退届をプレゼンテーション実施日前日の17時までに提出すること。なお、様式については、辞退の意向が示されたときに提示する。

1 4. その他留意事項

- ①本プロポーザル参加に係る費用については、すべて参加者の負担とする。
- ②受託候補者と特定されたことをもって、契約締結確定するわけではなく、仕様の協議により訂正・追加・削除を行い確定させた後、同者と1者随意契約を行い、契約書の取り交わしをもって契約成立となる。また、提案内容が全て仕様に盛り込まれるわけではないことに留意すること。
- ③参加業者が1者であっても、評価を行い、受託候補者として適当でないと認められる場合には、受託候補者と特定しないことがある。
- ④本プロポーザルにおいて提出された提案書等の書類は、船橋市情報公開条例（平成14年船橋市条例7号）の規定による請求に基づき、第三者に開示することができるものとする。

1 5. 事務局（書類郵送先）

船橋市役所 高齢者福祉部 介護保険課 総務係 進藤 田中
273-8501 船橋市湊町2-10-25
電話番号 047-436-3306
E-mail kaigohoken@city.funabashi.lg.jp

附則

（施行日）

この要領は、令和8年5月7日から施行する。

（失効日）

この要領は、本業務委託契約の締結の日をもって、その効力を失う。